

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、Aに所在するB（以下「事業場」という。）の事業主であり、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として労働局長から承認を受けている者である。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場から自動二輪車を運転して帰宅途中、タクシーと衝突し、転倒して負傷した（以下「本件災害」という。）。同日、C病院に救急搬送され、「多発性外傷、右肋軟骨多発骨折」等と診断され、その後、同年〇月〇日、D病院に転医し、「外傷性頸椎症性神経根症、腰部挫傷、左肋軟骨多発骨折、肺挫傷、右肩・右肘・右膝打撲」と診断され、さらに、同年〇月〇日、E整形外科に受診し、「右肩関節打撲、左肋骨骨折、左足部打撲、頸椎捻挫、腰椎捻挫」（以下「旧傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。

請求人は、障害給付を請求し、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで同再審査請求を棄却している（平成28年労第317号事件）。

- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日、左肩痛、左胸部痛、左上下肢痛、腰痛、両大腿痛等が悪化したとして、E整形外科に受診し、「頰椎捻挫、右肩関節打撲、左肋骨骨折、腰椎捻挫、左足部打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養した。本件は、請求人が、本件傷病は旧傷病の再発であるとして療養給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争点

請求人の本件傷病が、旧傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

- 1 当審査会の事実認定
（略）
- 2 当審査会の判断

再発とは、上記「判断の要件」に示すとおり、①旧傷病と再発とする現傷病の発現との間に相当因果関係が認められ、②治癒時の症状に比べ再発時の症状が増悪しており、かつ、③治療効果が期待できるものとされている。

F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で、要旨、「同年〇月〇日、左肩痛、左胸部痛、左上下肢痛、腰痛、両大腿痛等が増悪したとのこと、発症原因は不明。本人の訴えからすると、〇月から症状の悪化がみられていたとのこと。今後も今までと同様、内服、湿布、投薬し理学療法加療の継続を考える。」と述べている。

また、G医師は、同年〇月〇日付け意見書で、要旨、「今回の症状の悪化については、症状固定後、約〇年近く経過しているため、本件災害の傷病に由来する

かどうか判断できないため、労災としては認め難い。」と述べている。

当審査会としても一件記録を精査したが、決定書理由に説示するとおり、治癒時の症状に比して検査結果の数値の変遷は認められるものの、両医師とも本件傷病と旧傷病との間に医学的因果関係を認めるとの意見を述べておらず、旧傷病と再発したとする現傷病の発現との間に相当因果関係があるとは認め難く、加えて、治療内容及び治療計画がこれまでと同様の理学療法にすぎないことから、治療効果が期待できるものとも認められない。

よって、請求人の症状は、再発の認定要件を満たしておらず、再発と認めることはできないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。